リバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同号ロ及び同項第二号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項第四号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「をした場合」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした場合」に、「をした者」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者」に改め、同号イ及びロ中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「第五項各号」を「第七項各号」に改め、同号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ロ中「価格」の下に「（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第八項及び第九項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第七項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産についての第四十三条の九に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ロ　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第十項及び第十一項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

第百七十四条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

四　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

第百七十四条第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第五項各号」を「第七項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時におけるその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第百七十四条第六項中「には、第一項各号」を「（第十項に規定する場合を除く。）には、第一項各号、第二号及び第七号」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。